

4年生の民法基礎演習について

以下のとおりの取り扱いとする。

1. 第2類（法律プロフェッション・コース）、第2類（公法コース）の学生で単位未修得の者については、各自指定されたクラスの授業に参加すること。（所属クラスはUTAS掲示板へ掲示する）
2. 以下の場合に限り、クラスの変更を受け付けるので、学部チームに申し出ること。（自己都合は受け付けない）
 - ・ 指定されたクラスと同時限に開講される「ドイツ法(木3)」の履修を希望する場合。
→ 4月2日(木)～6日(月)までに学部チームに申し出ること。
3. 必修類以外の学生で単位未修得の者が履修を希望する場合は、別途、所属クラスを設定するので、4月2日(木)～6日(月)までに学部チームにて受講手続をすること。期間内に手続をしない場合は受講できないので注意すること。
4. 通常の講義とは異なり、過去に受講していても再度授業を受けることが求められる。（従って、同一時間帯に行われる他の授業には一切登録ができなくなるので、注意すること。）

※授業用の教材は、学部チーム窓口で受け取ること。

3月26日 法学部